

「経済産業省技術評価指針に基づく標準的評価項目・評価基準」の改正について

平成30年2月
産業技術環境局技術評価室

平成28年12月に取りまとめられた「国の研究開発評価に関する大綱的指針」において、挑戦的（チャレンジング）な研究開発の促進、研究開発プログラムの評価のさらなる推進（時間軸に沿ったロードマップの設定）等の記述が今回新たに盛り込まれたことを踏まえ、平成29年5月に経済産業省技術評価指針の一部改正が行われたところ。

今回、「経済産業省技術評価指針に基づく標準的評価項目・評価基準」についても、当省技術評価指針の一部改正を踏まえ所要の見直しを行った結果、以下の点について一部改正を行うこととする。

<改正の主なポイント>

◆「挑戦的（チャレンジング）な研究開発の評価」 【評価項目1、2】

⇒「アウトカムの妥当性」及び「アウトプットの妥当性」の基準に、挑戦的（チャレンジング）な研究開発の特性を踏まえた記述を追加。

○事業アウトカムが実現した場合に、産業社会に大きな変革（ハイインパクト）をもたらすものであること。

○難易度が高く、アウトプット目標の達成確率が低い（ハイリスク）目標値が適切に設定されていること。

○アウトプット目標が未達成な場合、副次的成果や波及効果等の得られた成果があること。

◆「事業アウトカムの妥当性」及び「事業アウトプットの妥当性」 【評価項目1、2】

⇒定量的な指標の設定が困難な場合、定性的な指標と定量的な指標を併用する等についての記述を追加。

◆「事業アウトカム達成に至るまでのロードマップの妥当性」 【評価項目4】

⇒時間軸に沿って、アウトカム・アウトプットの目標値の達成時期、アウトカムの目標達成に至るまでの取組などを記載することを明確化。

◆「実施・マネジメント体制等の妥当性」 【評価項目5】

⇒研究開発事業の推進者及び実施者の役割と責任の明確化。

⇒社会経済情勢の変化に応じた、目標の再設定や計画変更などの柔軟な対応。